

豊山町歯と口腔^{くう}の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康が全身の健康の維持、回復及び増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、町、町民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、もって町民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯と口腔の健康の保持若しくは増進又はそれらの機能の維持若しくは向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、介護、社会福祉、労働衛生、教育等に従事する者であって歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 町民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能及び歯科疾患の特性並びに町民の歯と口腔の健康に関する実情に応じて、適切かつ効果的に推進すること。
- (3) 保健、医療、介護、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に推進すること。
- (4) 地域で取り組む歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等

関係者その他の関係者と連携を図りながら、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、自己の歯と口腔の健康に関心を持ち、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活において歯科疾患の予防及び望ましい食生活を心がけるとともに、定期的に歯科健診を受け、必要に応じて歯科保健指導又は歯科医療を受けることにより、生涯にわたって積極的に歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、相互に保健医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりに資するよう適切にその業務を行うとともに、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、相互に歯科医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりを推進し、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、従業員の歯と口腔の健康づくりを推進し、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第9条 町は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに必要な知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。
- (2) 定期的に歯科健診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨に関すること。
- (3) 8020運動の推進に関すること。
- (4) 妊娠及び出産の時期における歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 乳幼児期からの健全な口腔の育成及び口腔機能の獲得並びにフッ化物の応用等によるむし歯予防に関すること。
- (6) 学齢期におけるフッ化物の応用等によるむし歯予防及び歯肉炎予防に関すること。

- (7) 成人期における歯周病の予防及び歯科疾患の重症化予防に関すること。
- (8) 高齢期における口腔機能の維持及び向上に関すること。
- (9) 障がい者を有する者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (10) 災害発生時における歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (11) 前各号に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。